

青森県報

第四百六十六号

令和四年
六月一日
(水曜日)

目次

規 則

○青森県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則……………(障害福祉課) ……一

告 示

○保安林皆伐許容面積の限度……………(林政課) ……二
○道路の区域の変更……………(道路課) ……四
○道路の供用の開始……………(同) ……五

公 告

○大規模小売店舗の変更の届出……………(商工政策課) ……五

選挙管理委員会

○政治資金規正法による政治団体の名称等の公表……………(事務局) ……六
○政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出……………(同) ……六
○政治資金規正法による政治団体の解散の届出……………(同) ……七

規 則

青森県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年六月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四十二号

青森県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

青森県福祉のまちづくり条例施行規則(平成十一年三月青森県規則第四十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項第三号中「第八十三条の二」を「第四百四十二条」に、「第二条第一項第五号」を「第二条第一項第六号」に改める。

第九条第一項第三号中「タクシー業務適正化臨時措置法」を「タクシー業務適正化特別措置法」に改める。

別表第一第一号の(一)の5中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「母子福祉施設」を「母子・父子福祉施設」に改め、同(一)の6中「母子健康センター」を「母子健康包括支援センター」に改め、同(一)の7中「第八条第二十五項」を「第八条第二十八項」に改め、同(一)の8中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に改め、同号の(三)の3中「第十五条の六第一項第一号」を「第十五条の七第一項第一号」に改め、同号の(八)の2中「空港整備法」を「空港法」に、「第二条第一項」を「第二条」に改め、同号の(五)中「同条第五項」を「同条第四項」に改め、同表第二号の2中「空港整備法第二条第一項」を「空港法第二条」に改める。

別表第二第一号の(七)の3中「第四十三条第一項ただし書」を「第四十三条第二項第二号」に改め、同号の(由)中「母子福祉施設及び母子健康センター」を「母子・父子福祉施設及び母子健康包括支援センター」に改める。

第一号様式の(その一)中「㊸」を削り、「㊸」を「㊸」に改め、同(その一)の注中4を削り、5を4とし、同様式の(その二)中「㊸」を削り、「㊸」を「㊸」に改め、同(その二)の注中6を削り、7を6とする。

第三号様式中「㊸」を「㊸」に改める。
第四号様式中「㊸」を削り、「㊸」を「㊸」に改め、同様式の注中5を削り、6を5とする。

第五号様式及び第六号様式中「㊸」を「㊸」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

青森県告示第百三十三号

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、令和四年度保安林皆伐許容面積の限度を次のとおり公表する。

令和四年六月一日

青森県知事 三 村 申 吾

皆伐許容面積限度を定める単位区域又は森林の集団の所在	保安林種	皆伐許容面積限度 (ヘクタール)
中村川く笹内川	水源かん養保安林	一、三九一・二三
岩木川下流	〃	四八六・五四
岩木川上流	〃	九五四・一四
平川	〃	五四〇・一〇
浅瀬石川	〃	五六一・四七
今別川く蟹田川	〃	一、〇一二・八六
青森地区	〃	八三〇・〇六
下北東部	〃	一、一三七・一八
下北西部	〃	八八二・六八
上北地区	〃	一一一・四七

七戸川	〃	五六七・六〇
奥入瀬川	〃	五二一・一五
馬淵川下流	〃	七三九・〇七
新井田川	〃	一六四・四九
中村川く笹内川	土砂流出防備保安林	一五二・一三
岩木川下流	〃	二七六・〇八
岩木川上流	〃	一〇・七〇
平川	〃	四一・八六
浅瀬石川	〃	八六・三〇
今別川く蟹田川	〃	一三・九一
青森地区	〃	一七四・四八
下北東部	〃	一四七・五四
下北西部	〃	一八・八三
上北地区	〃	一〇一・一四
七戸川	〃	〇・六二
奥入瀬川	〃	八五・八〇
馬淵川下流	〃	七六・〇八

北津軽郡鶴田町	五所川原市	つがる市	西津軽郡深浦町	西津軽郡鰺ヶ沢町	八戸市	上北郡おいらせ町	上北郡六ヶ所村	上北郡横浜町	上北郡野辺地町	三沢市	下北郡東通村	下北郡大間町	むつ市	五所川原市	つがる市	新井田川
〃	〃	〃	〃	防風保安林	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	飛砂防備保安林	〃
三・二六	一五・一四	二二八・八八	二・八四	三・六九	〇・九六	四・七〇	九・七二	二一・三八	六・一六	二四・八五	一六・〇〇	〇・三〇	〇・二〇	五・七八	一・六四	〇・八六

むつ市	東津軽郡外ヶ浜町	東津軽郡平内町	青森市	北津軽郡中泊町	上北郡おいらせ町	上北郡六ヶ所村	上北郡東北町	上北郡横浜町	上北郡七戸町	上北郡野辺地町	三沢市	十和田市	下北郡東通村	むつ市	弘前市	北津軽郡中泊町
〃	〃	〃	〃	干害防備保安林	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
三一・〇〇	〇・〇八	一〇五・九八	一・七四	二・四〇	〇・〇四	三五・〇六	〇・六四	八・三六	〇・九六	〇・五〇	四・三〇	〇・四八	一三・七八	四・一〇	〇・二六	〇・〇二

3	2	1	図面 番号	道路 種類	路線名	変 更 の 区 間		変更の 前後別		敷地の幅員	敷地の延長	備考
県道	県道	県道			久栗坂造道線	青森市東造道三丁目二の一から 青森市東造道三丁目二の一まで		後	前	一五・九六メートルから 一六・一一メートルまで	二三・九四メートル	
弘前環状線	今別蟹田線					東津軽郡今別町大字今別字中沢九の一から 東津軽郡今別町大字今別字中沢一一の一まで		後	前	五・三二メートルから 七・〇一メートルまで	五七・五二メートル	
弘前市大字撫牛子二丁目二の八から 弘前市大字撫牛子四丁目一の一まで						弘前市大字撫牛子二丁目二の八から 弘前市大字撫牛子四丁目一の一まで		後	前	四三・五〇メートルから 四三・二〇メートルまで	三五・四〇メートル	

三戸郡南部町	三戸郡三戸町	八戸市	上北郡六ヶ所村	上北郡東北町	上北郡七戸町	上北郡野辺地町	三沢市	十和田市	下北郡大間町
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
六・六四	九・三二	一・〇〇	四八・二八	〇・三六	二・九六	〇・九八	三・二四	二・〇一	三・六〇

青森県告示第百三十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和四年六月三十日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和四年六月一日

青森県知事 三 村 申 吾

三戸郡階上町	〃	三・七四
津軽地区	保健保安林	一五九・一四
南部地区	〃	九三・五二

4	県道	石川百田線	弘前市大字撫牛子二丁目一の一の二三から 弘前市大字撫牛子二丁目一四の四まで
後	前	一〇・二〇メートルから 一三・一〇メートルまで	一七・五〇メートルから 一一・一〇メートルまで
		一一五・九〇メートル	

青森県告示第百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和四年六月三十日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和四年六月一日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道久栗坂造道線	青森市東造道三丁目二の一から 青森市東造道三丁目二の一まで	令和四・六・一
県道今別蟹田線	東津軽郡今別町大字今別字中沢九の一から 東津軽郡今別町大字今別字中沢一一の一まで	〃
県道弘前環状線	弘前市大字撫牛子二丁目二の八から 弘前市大字撫牛子四丁目一の一まで	〃
県道石川百田線	弘前市大字撫牛子二丁目一の一の二三から 弘前市大字撫牛子二丁目一四の四まで	〃

公

告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規

模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和四年六月一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
イ オンモールつがる柏
つがる市柏稲盛幾世四一
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
イ オンモール株式会社
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一
代表取締役 岩村康次
- 三 変更しようとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 年月日
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項	荷さばき施設A、B、C、D、E 午前六時から午後十時まで	荷さばき施設A、B、C、E 変更なし 荷さばき施設Dのみ 二十四時間	令和四・五・一
荷さばき施設におきいて荷さばきを行うことができる時間帯	〃	〃	〃

四 届出年月日

令和四年四月二十八日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及びつがる市役所

2 期間

令和四年六月一日から同年十月一日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで
ただし、つがる市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和四年十月一日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第二十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあつた政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

令和四年六月一日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

政党以外の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
山田宏青森県後援会	福士 賢治	小林 克徳	青森市青柳一丁目三の二	令和四・四・五
田端みゆき後援会	三上 明子	淡路 正彦	八戸市是川五丁目一二の二	四・四・四
斉藤なおひと後援会	名越 勉	今 浩一	北津軽郡板柳町大字掛落林字前田五六の一	四・四・六

青森県選挙管理委員会告示第二十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

令和四年六月一日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

政党の支部

政治団体の名称（代表者氏名）	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党青森県トトラック支部（森山 慶一）	会計責任者	神 信也	工藤 登志彦	令和四・三・一
自由民主党青森県郵政政治連盟支部（岡部 浩幸）	主たる事務所の所在地	弘前市大字千三丁目六の五二	東津軽郡外ヶ浜町字平館根岸湯の沢一五八の四	四・四・一
	代表者	岡部 浩幸	米田 敦	
	会計責任者	田澤 博明	野月 光士	

政党以外の政治団体

青森県トラック政 策研究会 (森山 慶一)		政治団体の名称 (代表者氏名)	異動事項	自由民主党今別町 支部 (太田 英一)	自由民主党南郷支 部 (壬生 八十博)	自由民主党鶴田町 支部 (長内 齋)	自由民主党板柳町 支部 (佐藤 洋治)
代表者	代表者	主たる事務 の所在地	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者
葛西 直樹	森山 慶一	東津軽郡今別町 大字山崎字山崎 六八の一	太田 英一	壬生 八十博	長内 齋	佐藤 洋治	北津軽郡板柳町 大字柏木字片田 野一三五
三浦 政光	木村 英敬	東津軽郡今別町 大字村元字一村 元八の四	小鹿 勉	壬生 金平	太田 良一	齊藤 直飛人	北津軽郡板柳町 大字五林平字三 宅二四の一
四・三一	令和 三・六・六	年異 月日動	四・四・一	四・四・八	四・四・二	四・四・二五	四・四・二五

青森県社会保険労 務士政治連盟 (榎 秀雄)	会計責任者	鈴木 俊逸	長内 真一	四・四・一
------------------------------	-------	-------	-------	-------

青森県選挙管理委員会告示第二十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和四年六月一日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

政党以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日
新谷いさお後援会	石澤 隆	令和 三・三・三

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一 号	
(印刷所・販売人) 青森市第二間屋町三丁目一 番七号 東奥印刷株式会社	
定価	毎週月・水・金曜日発行 小口一枚二付十五円